損　害　の　補　償（工事特記仕様書）

令和3年5月

1　一般事項	1．損害補償とは、工事請負契約書第２８条に規定する工事に起因して、第三者に及ぼした損害の補償をいう。 2．受注者は、工事施工にあたり、第三者に及ぼす被害を可能な限り防止、回避、節減するため、最善の努力を払い、適切な措置を講じなければならない。 3．受注者は、松山市公営企業局が行う工事に関して、沿線住民の理解と協力を得るよう努め、「下水道工事施工のお知らせ」等を配付するとともに「家屋調査実施のお知らせ」等補償事務の処理に必要な文書を、工事施工前の調査（以下「事前調査という」。）の対象となる世帯および所有者又は代理人に必ず配付しなければならない。 4．受注者は、第三者に損害を及ぼした場合、補償事務全般の処理にあたっては監督員の指導に従い、誠意をもって公正かつ迅速に処理を行わなければならない。 5．第三者に及ぼした損害の補償は、原則として金銭による渡し切りとする。
2　事前調査	1．受注者は、原則として事前調査を専門の調査会社（松山市に本社があり、国土交通省の事業損失部門で登録している会社）に委託することとし、事前調査打ち合わせを行う前に「家屋調査を委託する調査会社届」及び受注者の 「対外折衝担当者届」を監督員に提出しなければならない。 2．受注者は、工事請負契約締結後、補償の対象、方法並びに補償費用の負担割合等を決定するため「工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の補償に関する覚書」（以下「覚書」という。）を、速やかに松山市公営企業管理者と交わさなければならない。 3．受注者は、「覚書」第２条の定めにより、工事の施工にあたり「下水道工事に起因する被害発生予想箇所事前調査要綱」に基づき、あらかじめ事前調査を行わなければならない。 4．事前調査は、工事の規模、工法、及び付近の地盤等を勘案し、事業損失防止費に計上している範囲及び内容とするが、受注者の現地調査等により追加調査や調査内容の変更が必要と判断される場合は、事前に監督員と協議しなければならない。 5．事前調査を実施するときは、事前に所有者等に連絡をとり、やむを得ない場合を除き、所有者等の立ち会いを得て行わなければならない。 6．事前調査完了後、直ちに所定の様式により事前調査報告書を作成し、所有者等の確認印と署名を得て、監督員に提出しなければならない。 この場合、工事施工に当たって特に留意しなければならない施設等については、個別に監督員に報告し対策を講じるものとする。

3　損害の請求等	1．受注者は、第三者から損害補償請求を受けたときは、その請求者が補償対象者であることを確認のうえ、直ちに監督員に報告し、対応等の指示を受けなければならない。 2．損害状況が被害者の日常生活や事業等の営業に著しく支障があるときは、受注者は監督員と協議し、応急措置を講じなければならない。 3．井戸の枯渇等については、受注者は、地盤の安定を待たず速やかに、井戸被害に対する補償内容（上水道による代替施設の設置又は増掘、新規堀等）を検討し、監督員と協議しなければならない。
4　事後調査の立会	受注者は、松山市公営企業局の行う事後調査に誠意をもって立会しなければならない。
5　損害の認定等	1．受注者は、補償請求のあった物件の損害発生報告書（様式－１）を作成して監督員に提出し、損害の認定について松山市公営企業局と協議する。 2．損害の認定がなされたときは、受注者は補償見積書により補償金額及びその負担割合を松山市公営企業局と協議する。
6　補償交渉	1．受注者は、補償金額が決定したときは速やかに「覚書」に基づき、補償対象者を確認のうえ補償交渉を開始しなければならない。 2．受注者は、補償が完了するまで常に誠意をもって処理にあたらなければならない。 3．受注者は、補償交渉において必要に応じて調査会社の調査員を同行させることができる。 4．受注者は、迅速な補償交渉に努めるとともに、交渉経過の概要及び補償交渉成立遅延案件については遅延理由等を記載した「補償交渉報告書」を作成し、１月ごとに監督員に提出しなければならない。 5．受注者は、補償交渉の過程で補償金額を変更する必要が生じたときは、その変更理由を示す資料、交渉過程等を記載した報告書を監督員に提出し、松山市公営企業局と再度協議するものとする。 6．受注者は、損害が発生した物件の補償対象者が不明の場合は、確認方法等について監督員と協議しなければならない。
7　損害補償の実施等	1．受注者は、補償交渉が成立したときは、ただちに監督員に報告し、所定の期日までに補償を完了しなければならない。 2．受注者は、補償が完了したときは、補償対象者から「補償完了確認書」（様式－２）を受理し、あわせて「補償費精算書」（様式－３）及び「補償費支払請求書」（様式－４）を作成し、これらを監督員に提出しなければならない。
8　関連事業の調整	1．受注者は、松山市公営企業局の発注による同一路線内における他の事業との調整を行い、事業の円滑化を図るものとする。 2．受注者は、第５項により認定された施設の損害について、同一路線内における他の事業の受注者と協議し、補償金額及びその負担割合を定め、松山市公営企業局に報告すること。
9　その他	1．受注者は、官公庁の施設に損害が発生した場合等で、第１項の５．の定め

によりがたいときは、事前に監督員と協議しなければならない。

２．受注者は、工事完成後１０年間は「覚書」による損害の補償に関する事務を発注者と協力して行うものとする。

（様式－１）

損 害 発 生 報 告 書

令和　　年　　月　　日

（提出先）　松山市公営企業管理者　大﨑修一

（受注者）

住　　所

会 社 名

代表者名

第三者損害の補償に関する覚書第３条第１項の規定にもとづき、下記のとおり損害の発生について報告します。

記

工　事　名					
工 事 期 間					
請 負 金 額	￥				
損害発生施設等	調 査 番 号		施設の種類		
	所　有　者		占　用　者		
	場　　所				
	構　　造				
補 償 請 求 日	令和　　年　　月　　日		事 後 調 査 日	令和　　年　　月　　日	
応急措置期間	令和　　年　　月　　日 から　令和　　年　　月　　日 まで				
補　償　内　容					
応急措置内容					
備　　考	位置図及び関係書類は別途のとおり				

（様式－２）

補 償 完 了 確 認 書

令和　　年　　月　　日

（提出先）

施　主　松山市公営企業管理者　大﨑修一

請負人

（施設所有者または補償対象者）

住所

氏名

（施設占有者）

住所

氏名

下水道工事の施工に伴い発生した施設の損害については、令和　　年　　月　　日付けで下記のとおり補償が完了したことを確認しました。

今後この補償に関し、松山市公営企業局および受注者に対し損害補償の請求その他一切の異議申し立てはいたしません。

記

工　事　名				
工 事 期 間				
損害発生施設等	調査番号		施設の種類	
	場　所			
補償対象者	氏　名			
	住　所			
補 償 内 容				
補 償 金 額	￥　　（消費税込）			
補 償 方 法	１．金銭　　２．補償工事　　３．代替物			
備　考				

（様式－３）

補 償 費 精 算 書

令和　　年　　月　　日

（提出先）　松山市公営企業管理者　大﨑修一

（受注者）

住　所

会社名

松山市公営企業局施工の下水道工事による第三者損害補償について、金銭または補償工事、代替物による補償が完了したので、第三者損害の補償に関する覚書第８条にもとづき、下記のとおり補償費精算書を提出します。

記

工　事　名				
工 事 期 間				
損害発生施設等	調査番号		施設の種類	
	場　所			
補償対象者	氏　名			
	住　所			
補償（精算）の内容				
補 償 金 額	￥　　（消費税込）　　※費用内訳は別添			
補 償 方 法	１．金銭　　２．補償工事　　３．代替物			
備　考				

（様式－４）

補償費支払い請求書

令和　　年　　月　　日

（提出先）　松山市公営企業管理者　大﨑修一

（受注者）

住　所

会社名

松山市公営企業局施工の下水道工事による第三者損害補償について、金銭または補償工事、代替物による補償が完了したので、第三者損害の補償に関する覚書第８条にもとづき、下記のとおり補償費支払い請求書を提出します。

記

工　事　名				
工 事 期 間				
損害発生施設等	調査番号		施設の種類	
	場　所			
補償対象者	氏　名			
	住　所			
補償（精算）の内容				
補 償 金 額	￥　　（消費税込）　※費用内訳は別添			
補 償 方 法	１．金銭　　２．補償工事　　３．代替物			
備　考				

（様式－５）

被 害 確 認 報 告 書

令和　　年　　月　　日

（提出先）　松山市公営企業管理者　大﨑修一

（受注者）

住　　所

会 社 名

代表者名

下水道工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の補償に関する覚書第３条第４項の規定に基づき、損害の発生の有無について報告します。

工　　事　　名	
工　　事　　期　　間	
施　設　所　在　地	
施 設 所 有 者 氏 名	
所 有 者 電 話 番 号	
施 設 占 有 者 氏 名	
占 有 者 電 話 番 号	
事後調査の申し出の有無	１．有　　２．無
損 害 の 発 生 の 有 無	１．有　　２．無　　３．わからない
損害発生施設の種類・構造	
損　　害　　内　　容	
損 害 発 生 日 時	
応急措置の必要性の有無	１．有　　２．無
備　　考	

（注）

１）受注者は、事前調査を実施したすべての施設に対し、損害の発生の有無について確認を行い、報告書を作成する。

２）事後調査の申し出のあった施設については、工事完成日以降１４日以内に事後調査を行う。